

スクールヘルスリーダー派遣事業基本方針

神戸市教育委員会健康教育課

1 趣旨

児童生徒等の心身の健康問題の多様化などから、より専門的な視点での取組が求められるようになっており、養護教員の果たす役割が今まで以上に期待されている。しかしながら、大半は養護教員一人配置校（小学校 851 人以上、中学校 801 人以上で複数配置）のため、心身の健康問題への対応が十分とはいえない。

このため、スクールヘルスリーダーとして経験豊かな退職養護教員（以下「指導者」という。）を経験の浅い養護教員のいる学校園へ派遣し、保健室の執務内容や子供への対応方法、校園内組織との連携等について指導助言を行い、子供が抱える健康課題に適切に対処できる環境作りを行う。

2 事業の実施者

神戸市教育委員会健康教育課（以下「市教育委員会」という。）

3 事業の対象者

本市採用 2 年目・4 年目の養護教員（以下「本市採用養護教員」という。）

4 派遣校園の決定

市教育委員会が適任者を任命し、本市採用養護教員が所属する学校園（以下「関係校園」という。）に派遣する。

原則として、複数配置校や同校種の異動者、同校種の臨時経験者は除くが、学校園の状況に応じて市教育委員会は関係校園長と相談の上、派遣することができる。

また、関係校園長が希望しない場合は、派遣を行わない。

5 事業実施期間

原則として、4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日迄の 1 年間に実施する。

6 指導者

指導者の資格、派遣先、派遣人数、職務内容は次のとおりとする。

(1) 資格

原則として養護教員の退職者で、指導者としての資質を有する者

(2) 派遣先

関係校園

(3) 派遣人数

本市採用養護教員 1 人につき、指導者を 1 人派遣する。

(4) 職務内容

本市採用養護教員に対して、実務上必要な事項について指導及び助言を行うとともに、本市採用養護教員の職務に関する種々の相談に応じる。

その他、スクールヘルスリーダー派遣事業に関し、関係校園長が必要と認める事項を行う。

7 勤務条件

- (1)指導者に対して、教育職（５）給料表に基づき、２級 37 号給の時給を支給する。
- (2)１日あたりの勤務時間は、６時間を上限とする。
- (3)通勤手当として、自宅から派遣校園までの公共交通機関等利用にかかる実費を支給する。
交通用具を利用して通勤する場合は、区分及び自宅から派遣校園までの片道の使用距離等に応じ、市教育委員会が定める基準により支給する。
なお、通勤用車両を派遣校園に駐車する場合、市教育委員会が定める基準により、使用料を徴収する。
ただし、派遣校園が通勤不便公署に該当する場合等は、この限りではない。
- (4)給与は、勤務月の出勤簿等に基づく額から給与所得税分を源泉徴収し、通勤手当と併せて勤務月の翌月に、指定された指導者の銀行口座に振り込む。
- (5)連絡協議会の出席にかかる旅費は、旅費条例(昭和 27 年 7 月 11 日条例第 45 号)に基づき、別途支給する。

8 連絡協議会の開催

年間３回程度開催する連絡協議会に、指導者は出席すること。

- ・第１回目（４月予定）…参加者：スクールヘルスリーダー
- ・第２回目（９月予定）…参加者：スクールヘルスリーダー・派遣事業連絡協議会委員
- ・第３回目（３月予定）…参加者：スクールヘルスリーダー

9 校園内体制の整備

- (1)関係校園長は校園内体制を整備し、本市採用養護教員が講義を受ける際は、業務に支障が生じないように配慮すること。
- (2)本市採用養護教員は、学校保健執務に関する市教育委員会からの通知通達の内容を、指導者と漏れなく情報共有すること。

10 出務内容報告書の作成

関係校園長及び本市採用養護教員は、年度末に「スクールヘルスリーダー派遣事業出務内容報告書（様式３）」を作成し、市教育委員会へ報告する。